

福島労発基0922第1号
令和3年9月22日

各団体の長 殿

福島労働局長

福島県最低賃金の改定に伴う周知広報等について（依頼）



労働行政の運営につきましては、日頃から特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福島県最低賃金は、令和3年10月1日から828円（現在の時間額800円から28円引き上げ）となります。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、当局においては、最低賃金の改定についてその周知広報に努めております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の重要性について御理解をいただき、会員事業所等へリーフレットを配付していただき周知にご配意をお願い申し上げます。

また、貴団体が広報誌（紙）、会報及びホームページ等を発行、運営されている場合は、それを通じた会員事業所等に対する改定される福島県最低賃金の周知に御高配賜りますよう併せてお願ひ申し上げます。

なお、貴広報誌（紙）に掲載いただいた際は、お手数ながら下記担当者あて一部お送り下さるようお願ひいたします。

また、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を引き上げやすい環境を整備するための中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策である「業務改善助成金」については、令和3年8月から使いやすくなるように要件緩和と助成内容の拡充を行っています。

コロナ禍で特に影響を受けている事業主等への特例として、賃金引き上げ対象人数の拡大や助成上限額の引き上げ、設備投資等の範囲の拡充などを行っています。さらに、全ての事業主を対象として、賃金引き上げ額が45円のコースを新設するとともに、同一年度内に複数回の申請、受給が可能となりました。

つきましては、「業務改善助成金」についても、別添のリーフレットや厚生労働省のホームページ（下記の二次元コード参照）を参考に、会員事業所等への周知にご協力をいただきますよう併せてお願ひ申し上げます。



【担当者】（最 低 賃 金）：賃金室
(業務改善助成金)：雇用環境・均等室

大野木 TEL 024-536-4604
宍戸 TEL 024-536-4609